平成２３年（フ）第３５号
静岡県焼津市利右衛門2525番地の２、旧住所
静岡県藤枝市高洲2018番地５
債務者　村松　文子
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
東京都立川市錦町２丁目12番24号メゾン石橋105号
債務者　小林　　正
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
静岡県焼津市小土283番地の６　ジヤガランタ102
債務者　萩田　光広
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２号
島根県浜田市津摩町36番地
債務者　大舘　将志
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第７８号
島根県江津市二宮町神主1990番地124
債務者　本山　純子
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第７９号
島根県浜田市下府町217番地
債務者　岡本　宏子
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３６１号
愛知県豊橋市東橋良町59番地の１　Ｎ－２
債務者　延平　英策
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３号
愛知県豊橋市弥生町字中原20番地の22
債務者　澤村　健司
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２２号
秋田県大仙市大曲戸巻町１番32号
債務者　田中　和人
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１２３号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字一ツ屋94番地
債務者　坂本　宏之
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１号
秋田県仙北市田沢湖小松字城廻３番地５
債務者　伊藤　芳昭
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３５７９号
横浜市金沢区並木１丁目５番５―204号
債務者　中村　幸子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８０号
横浜市金沢区並木１丁目５番５―204号
債務者　中村　　誠
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２０号
岡山市北区東山内1165番地
債務者　髙林　英史
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９１号
岡山市東区金岡東町３丁目２番１－９号
債務者　小林　伴也
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３３号
岡山県倉敷市林1987番地２
債務者　池上　　忍（旧姓髙森）
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部